

告示に規定する症状又は障害と認定基準について

○ 一酸化炭素

＜告示＞

化学物質	主な症状又は障害
一酸化炭素	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、昏睡等の意識障害、記憶減退、性格変化、失見当識、幻覚、せん妄等の精神障害又は運動失調、視覚障害、色視野障害、前庭機能障害等の神経障害

＜認定基準＞

1. 精神症状として人格水準の低下(気楽、不関、芯がない、あき易い等の人格変化)、記銘力障害、記憶力障害等が認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当する症状が認められるものであること。

- (1) 気脳写により脳室拡大が認められるもの。
- (2) 病的な平坦脳波、又は徐波が認められるもの。
- (3) 視野障害(狭窄又は中心暗点)が認められるもの。ただし、ヒステリー性視野狭窄を除く。
- (4) 前庭機能障害が認められるもの。
- (5) 次に掲げるイからリまでの症状のうちいくつかは認められるもの。

ただし、これらの諸症状については一酸化炭素吸入との直接関連性を慎重に考慮し、総合的に判断すること。

イ 著しい頭痛、めまい、疲労感等の自覚症状でいずれもが固なもの。

ただし、単なる心因性又は故意の誇張でないことが医学的に推定されるものであること。

- ロ 自律神経障害
- ハ 腱反射減弱
- ニ 筋の易疲労性
- ホ 平衡障害
- ヘ 共同運動障害
- ト 聴力障害、耳鳴
- チ マリオット暗点の拡大
- リ 前記(2)以外の脳波異常

○ 二硫化炭素

<告示>

化学物質	主な症状又は障害
二硫化炭素	二硫化炭素 せん妄、躁うつ等の精神障害、意識障害、末梢神経障害又は網膜変化を伴う脳血管障害若しくは腎障害

<認定基準>

1. 相当量の二硫化炭素(以下「CS₂」という。)を取扱い、または、その蒸気に相当期間に亘って繰り返しさらされる業務(以下、単に「業務」という。)に従事しているかまたは従事した経歴を持つ労働者が、次の各号のいずれかに該当する症状を呈し、医学上療養が必要であると認められ、かつ、CS₂以外の原因により発病したものでないと判断されるものであること。(略)
 - (1) 相当の濃度の CS₂ 蒸気にさらされる業務に長期間従事した労働者に、CS₂ によると考えられる腎障害および CS₂ 性網膜症を認めた場合、または CS₂ によると考えられる脳血管障害および CS₂ 性網膜症を認めた場合。
 - (2) 比較的高濃度の CS₂ 蒸気にさらされる業務に数カ月ないし数年従事しているか、またはその業務を離れた後、おおむね 6 カ月未満の労働者が次の症状のいずれかを呈した場合。
 - イ 多発神経炎
 - ロ 視神経炎
 - ハ 貧血および肝機能障害
 - (3) 高濃度の CS₂ 蒸気にさらされる危険のある業務に、数週ないし数カ月従事している労働者が、突然あるいは若干の初発症状をともない、意識混濁、せん妄、精神分裂病様症状、躁うつ病様症状等の精神異常を呈した場合。